

## 令和4年度 第2回男鹿市農業委員会定例総会会議録

1. 開会日時 令和4年5月6日(金) 午後2時00分から午後4時00分

2. 開催場所 男鹿市役所 3階 第一会議室

3. 出席委員数 (16名)

出席者 (会長) 吉田 陽一

(代理) 戸部 秀悦

(委員)

1番

2番 伊藤 淑栄

3番

4番

5番 伊藤 世智男

6番 佐藤 洋介

7番 清水 司

8番 高橋 郁雄

9番 鈴木 誠孝

10番 目黒 千衣子

11番 三浦 富美男

12番 山本 義則

13番 佐藤 正樹

14番 中田 正一

15番 武田 一雄

16番

17番 鈴木 孫城

4. 欠席委員 鈴木和俊 委員、三浦栄子 委員、鈴木豊則 委員、加藤和洋 委員 (4名)

## 5. 農業委員会業務報告(4月分)

## 6. 報告事項

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第4号 農地法第5条の許可について

報告第5号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検評価について

## 7. 議事案件

議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第7号 農用地利用集積計画(案)の諮問に対し審議を求めることについて

議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請について

## 8. その他

## 9. 農業委員会事務局職員

事務局長 船木 聖 徳

副事務局長 佐藤 秀 樹

局長補佐 鈴木 俊 市

## 10. 会議の概要

事務局長

委員の皆様には農作業が本格化してご多忙のところ、本日はご出席いただきましてありがとうございます。

ただ今から、令和4年度第2回男鹿市農業委員会定例総会を開会いたします。今回の総会は、報告事項が3件、議事案件が3件であります。

それでは、吉田会長から挨拶をお願いいたします。

会長

令和4年度第2回定例総会にご出席いただきまして、ありがとうございます。

三年目となったコロナ禍により、社会生活が様変わりし、未だ終息のきざしが見えない状況下であり、皆様も大変かと思いますが、感染拡大防止の観点からマスク着用などの基本行動について引き続きお願いいたします。

さて、本格的な春作業のシーズンに入り、代かき作業等を行っていることと思われます。農作業も順調に進んでいるようですが、くれぐれも事故が起こらないよう、時間と気持ちにゆとりを持って作業にあたってください。

本日の議案等についてよろしく審議いただけるよう、お願いいたします。

事務局長

ありがとうございました。

次に、総会の定足数についてであります。

本日は、1番 鈴木和俊委員及び3番 三浦栄子委員、4番 鈴木豊則委員、16番 加藤和洋委員から欠席の届出があり、出席委員は19名中15名であり、総会の定足数に達しております。

それでは、男鹿市農業委員会規則第10条の規定により、会長が議長を務めますので、議事の進行を吉田会長にお願いいたします。

議長

男鹿市農業委員会規則第19条に規定する議事録署名委員については、どうお計らいしたらよろしいでしょうか。

一同

(議長一任の声あり。)

議 長

議長一任の声がありますので、議事録署名委員に、11番 三浦富美男委員、12番 山本義則委員にお願いします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の鈴木局長補佐を指名いたします。

それでは、4月分の農業委員会業務報告を議題といたします。  
事務局から報告をお願いいたします。

4月分の農業委員会業務について報告いたします。

事務局

(業務報告書別紙により報告)

以上で終わります。

議 長

ただいまの報告について、何か質問等ございませんか。

(異議なしの声あり。)

議 長

次に、報告第 3 号を事務局から説明お願いいたします。

事務局

報告第 3 号、農地法第 18 条の規定による合意解約通知について報告いたします。

解約件数は、2 件であります。

申請番号 1、土地の所在は払戸字中樋○番他 1 筆、計 2 筆、田 1,165 m<sup>2</sup>、借受人は払戸字川向の A、貸出人は払戸字小深見の B、解約理由は、貸人の都合で、引渡年月日は令和 4 年 3 月 25 日となっております。

申請番号 2、土地の所在は北浦相川字向台○番の一部、田 61.43 m<sup>2</sup>、借受人は北浦安全寺字安全寺の C、貸出人は北浦安全寺字安全寺の D、解約理由は、貸人の都合で、引渡年月日は令和 4 年 4 月 8 日となっております。

以上、2 件の合意解約通知の報告を終わります。

議 長

ただいまの報告について、何か質問等ございませんか。

16 番

合意解約後の農地については、今後どうなるの教えてもらいたい。

事務局

2件の案件ともに、今後は所有権移転により新たな耕作者に売買されることになっております。

議 長

他に意見や異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

続いて、報告第 4 号を事務局から説明お願いいたします。

事務局

農地法第 5 条の許可について報告いたします。

令和 4 年 4 月 7 日開催の第 1 回定例総会で審議された、1 件の転用許可申請は、令和 4 年 4 月 25 日の秋田県農業会議常設審議委員会で許可相当

となっております。

以上で報告を終わります。

議 長

ただいまの報告について、何か質問等ございませんか。

(異議なしの声あり。)

議 長

次に、報告第 5 号、令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検評価について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

報告第 5 号、令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検評価について報告します。

(別紙により説明)

以上で終わります。

議 長

報告第 4 号について、何か質問等ございませんか。

(異議なしの声あり。)

議 長

ないようですので議事案件に入ります。

議案 6 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局

それでは、議案第 6 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について説明いたします。今回は、所有権移転が 1 件です。

申請番号 1、土地の所在は比詰字オノ神〇番他 3 筆、計 4 筆の田 3,426 m<sup>2</sup>、譲受人は男鹿中山町字深田の A、譲渡人は金川字金川台の B、渡人の経営規模縮小に伴う所有権移転であります。

以上、農地法第 3 条の規定による許可申請についての説明を終わります。

議 長

議案第 6 号について、何か質問等ございませんか。

議 長

他にありませんか。

(異議なしの声あり。)

議 長

議案第 6 号、農地法第 3 条の規定による許可申請については、原案どおり許可相当とすることにいたします。

議 長

次に、議案第 7 号、農用地利用集積計画(案)の諮問に対し審議を求めることについて、議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第 7 号、農用地利用集積計画(案)の諮問に対し審議を求めることについて、男鹿市長より別紙のとおり、農用地利用集積計画(案)の諮問がありまし

たので審議を求めます。

今回は、所有権移転が1件、貸借権設定が35件であります。

始めに所有権移転の説明をいたします。

申請番号1、土地の所在は払戸字中樋○番他1筆、計2筆、田1,165 m<sup>2</sup>、譲受人は払戸字川向のA、譲渡人は払戸字小深見のB、対価は10a当り254,000円となっております。

事務局

以上で所有権移転の説明を終わります。

議長

申請番号1について質問等ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしということで、承認いたします。

引続き貸借権設定の審議に入ります。

議事参与案件等がありますので、農業委員会法第31条の規定により13番佐藤正樹委員は退席してください。

暫時休憩いたします。

(13番佐藤正樹委員退席)

議 長

再開いたします。

議 長

事務局から説明をお願いいたします。

事務局

申請番号2の利用権設定を受ける者は、角間崎字諏訪田のC、利用権設定する者は鵜木字鵜木のD、貸付地は鵜木字鵜木新田〇番他2筆、計3筆、田13,263㎡、更新、契約期間は令和4年5月13日から5年間、賃借料は10a当り米1俵であります。

以上で申請番号2の説明を終わります。

議 長

申請番号2について質問等ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしということで、承認いたします。

暫時休憩いたします。

(13 番佐藤正樹委員着席)

議 長

再開いたします。

事務局説明をお願いします。

事務局

申請番号 3 および 4、利用権設定を受ける者は、角間崎字諏訪田の株式会社 E、利用権設定する者は角間崎字諏訪田の F、貸付地は角間崎字新檜沢○番、および同字△番の計 2 筆、田 15,252 m<sup>2</sup>、いずれも新規、契約期間は令和 4 年 5 月 13 日から 5 年間、賃借料は申請番号 2 番が 10a 当り 20,000 円で、申請番号 3 番が 10a 当り米 2 俵であります。

以上で申請番号 3 および 4 の説明を終わります。

議 長

申請番号 3 及び申請番号 4 について、何か質問等ございませんか。

(異議なしの声あり。)

議 長

異議なしということで、申請番号 3 および 4 は承認いたします。

議 長

引き続き事務局から説明をお願いいたします。

事務局

申請番号5から申請番号21までは更新のため、説明は一部割愛させていただきます。

申請番号 5 は脇本脇本字尼池の田、契約期間は令和 3 年 5 月 14 日から 10 年間、賃借料は 10a 当り 10,000 円であります。

議 長

申請番号 6 は脇本脇本字尼池の田、契約期間は令和 3 年 5 月 14 日から 10 年間、賃借料は 10a 当り 10,000 円であります。

申請番号 7 は脇本脇本字尼池の田、契約期間は令和 3 年 5 月 14 日から 10 年間、賃借料は 10a 当り 10,000 円であります。

申請番号 8 は脇本脇本字尼池の田、契約期間は令和 3 年 5 月 14 日から 10 年間、賃借料は 10a 当り 10,000 円であります。

事務局

申請番号 9 は男鹿中浜間口字熊ノ堂の田、契約期間は令和 3 年 5 月 14 日から 3 年間、賃借料は 10a 当り 8,000 円であります。

申請番号 10 は五里合中石字堂尻の田、契約期間は令和 3 年 5 月 14 日から 3 年間、賃借料は 10a 当り米 1 俵であります。

申請番号 11 は福米沢字福米沢新田の田、契約期間は令和 3 年 5 月 14 日から 10 年間、賃借料は 10a 当り 15,000 円であります。

申請番号 12 は払戸字川向の田、契約期間は令和 3 年 5 月 14 日から 5 年間、賃借料は 10a 当り米 1 俵であります。

請番号 13 は脇本脇本字下碓の田、契約期間は令和 3 年 5 月 14 日から 3 年間、賃借料は 10a 当り 13,000 円であります。

議 長

申請番号 14 は脇本脇本字尼池の田、契約期間は令和 3 年 5 月 14 日から 10 年間、賃借料は 10a 当り 10,000 円であります。

申請番号 15 は脇本脇本字尼池の田、契約期間は令和 3 年 5 月 14 日から 10 年間、賃借料は 10a 当り 10,000 円であります。

議 長

申請番号 16 は脇本脇本字尼池の田、契約期間は令和 3 年 5 月 14 日から 10 年間、賃借料は 10a 当り 10,000 円であります。

申請番号 17 は脇本脇本字尼池の田、契約期間は令和 3 年 5 月 14 日から

10年間、賃借料は10a当り10,000円であります。

事務局

申請番号18は脇本脇本字尼池の田、契約期間は令和3年5月14日から10年間、賃借料は10a当り10,000円であります。

申請番号19は脇本脇本字尼池の田、契約期間は令和3年5月14日から10年間、賃借料は10a当り10,000円であります。

申請番号20は脇本脇本字尼池の田、契約期間は令和3年5月14日から10年間、賃借料は10a当り10,000円であります。

申請番号21は脇本脇本字尼池の田、契約期間は令和3年5月14日から10年間、賃借料は10a当り10,000円であります。

説明は以上です。

議長

ただ今の説明について、何か質問等ございませんか。

(異議なしの声あり。)

議 長

引き続き、残りの申請の説明を事務局からお願いします。

申請番号 22、利用権設定を受ける者は、角間崎字諏訪田の株式会社 E、利用権設定する者は角間崎字諏訪田の F、貸付地は角間崎字新櫛沢○番、および同字△番の計 2 筆、田 15,252 m<sup>2</sup>、いずれも新規、契約期間は令和 4 年 5 月 13 日から 5 年間、賃借料は申請番号 2 番が 10a 当り 20,000 円で、申請番号 3 番が 10a 当り米 2 俵であります。

以上で申請番号 22 の説明を終わります。

議 長

ただ今の説明について、何か質問等ございませんか。

(異議なしの声あり。)

議 長

異議なしとのことなので議案第7号、農用地利用集積計画(案)の諮問に対し審議を求めることについては、原案どおり承認し男鹿市長へ答申することいたします。

次に、議案第8号、農地法第5条の規定による許可申請について、議題といたします。

議 長

事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案書の11ページをご覧ください。

転用者が同一なので申請番号2と3をまとめて説明します。

申請番号2と3、土地の所在地は、脇本脇本字稻荷下○番○他1筆、計2筆、地目は田、面積249㎡と314㎡で所有権の移転となっております。譲受人は脇本字稻荷下の有限会社天野管工事店、譲渡人は脇本字脇本のA他1名。転用目的は、資材置場であります。農地区分については農振外の都市計画用途指定区域の第1種住居地域で第3種農地であります。農地の取得にかかる

経費は各 1 筆 1,000,000 円です。別紙図面の 1 ページに位置図があります。申請地は脇本の小学校の下のなまはげ神社の裏の田であります。次のページに公図 2 枚あり、周辺の状況が記載されております。また、次のページに計画平面図がございます。会社の敷地の通路から申請地に侵入する計画です。

以上で申請番号 2 と 3 の説明を終わります。

(現地確認報告)

議 長

現地を確認しました、7 番清水司委員、9 番鈴木誠孝委員から代表説明委員として清水司委員、説明をお願いいたします。

9 番

4 月 21 日、水曜日の午前 9 時から現地で立ち合いを行いました。私と鈴木誠孝委員、事務局の佐藤主席主査、の 4 人で申請者を行った業者さんと現地を確認いたしました。申請箇所等につきましては、さきほどの事務局の説明のとおりで、天木建設で分譲した住宅の裏にある農地で、筆界もしっかりしており、周囲の地権者の同意もあり、特段の支障はないものと判断いたしました。

委員の皆様の慎重審議をお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

ただ今、清水司委員から報告がありました。意見・質問等があったらお願いいたします。

(異議なしの声あり)

異議なしのとのことなので承認したいと思います。

事務局、次の案件をおねがいします。

事務局

申請番号 4、土地の所在地は、船越字内子〇番〇他 2 筆、計 3 筆、地目は田、面積 1,006 m<sup>2</sup>で所有権の移転となっております。譲受人は船越字内子のフジコーポレーション、譲渡人は船越字狐森のB。転用目的は、住宅地の造成であります。農地区分については、農振外の都市計画用途指定区域の第 1 種中高層住居専用地域で第 3 種農地であります。農地取得にかかる経費は総額で 1,000,000 円です。別紙図面の 4 ページに位置図があります。申請地は船越内

子のセブンイレブンの交差点を内子団地に曲り突き当り、右に曲ってすぐ左手の田であります。次のページに公図があり、周辺の状況が記載されております。また、次のページに計画平面図がございます。道路に並行して4区画に分譲し一般住宅を建築する予定です。区画が残った場合は3年以内に住宅を建築し建売分譲する計画です。

以上で番号4の説明を終わります。

(現地確認報告)

議 長

現地を確認しました、7番清水司委員、9番鈴木誠孝委員から代表説明委員として鈴木誠孝、説明をお願いいたします。

3 番

4月21日、水曜日の午前10時から現地で立ち合いを行いました。私と清水司委員、事務局の佐藤主席主査、の4人で申請者を行った業者さんと現地を確認いたしました。申請箇所等につきましては、さきほどの事務局の説明のとおりで、内子団地の奥にある農地で、しっかり保全管理されておりました。隣接する農地もなく、特段の支障はないものと判断いたしました。

委員の皆様の慎重審議をお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

ただ今、鈴木誠孝委員から報告がありました。意見・質問等があったらお願いいたします。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしのとのことなので承認したいと思います。

事務局、次の案件をおねがいます。

事務局

申請番号 5、土地の所在地は、福川字起上ヶ〇番〇他1筆、計 2 筆、地目は宅地で現況が畑、面積が 440.09 m<sup>2</sup>で所有権の移転となっております。譲受人は福川字福川のC、譲渡人は福川字福川のD。転用目的は、一般住宅であります。農地区分については農業振興地域の白地で第1種農地であります。農地取得にかかる経費は 600,000 円です。議案書の 1 枚目の下に位置図がありま

す。申請地は福川の福昌寺の手前のT字路を右に曲がり、最初の十字路の右上の畑であります。もともと宅地で家が建っていましたが、現所有者が購入、水稻の育苗施設を設置し畑として台帳に登録されておりました。別紙図面の7ページに位置図、次のページに公図があり、周辺の状況が記載されております。また、次のページに計画平面図がございます。道路から1.5mを離して一般住宅を建築する予定です。

以上で申請番号5の説明を終わります。

議 長

(現地確認報告)

現地を確認しました、3番三浦栄子委員、4番鈴木豊則委員から代表説明委員として三浦栄子委員、説明をお願いいたします。

3番

4月21日、水曜日の午前11時から現地で立ち合いを行いました。私と鈴木豊則委員、事務局の佐藤主席主査、の4人で住宅を施工する業者さんと現地を確認いたしました。申請箇所等につきましては、さきほどの事務局の説明のとおりであり、周囲の農地に影響もなく、元は宅地あり特段の支障はないものと判

断いたしました。

委員の皆様の慎重審議をお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

ただ今、三浦栄子委員から報告がありました。意見・質問等があったらお願いいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしのとのことなので承認したいと思います。

事務局、次の案件をおねがいします。

申請番号6、土地の所在は、五里合中石字橋本〇番〇1筆、地目は畑、面積は899 m<sup>2</sup>のうち208.84 m<sup>2</sup>で、使用貸借での一時転用となっております。借受人は岩手県盛岡市の大伸工業(株)、貸渡人は潟上市のD。転用目的は、NTTドコモの鉄塔塗装工事の為であります。期間は5ヶ月で、農地区分については農振

農用地であります。一時転用ですので、不許可の例外となっております。借り上げにかかる費用は無償であります。別紙図面の 10 ページに位置図があります。五里合の中石地区にあります、海水浴場入口の十字路の左手の農地の一部を借り上げる予定です。次のページに公図があり、周辺の状況が記載されております。さらに次のページには計画平面図がございます。市道から鉄板を 38 枚敷き詰めて高所作業者に資材と工事車両駐車スペースとして使う予定です。

以上で番号 6 の説明を終わらせていただきます。

(現地確認報告)

現地を確認しました、5 番伊藤世智男委員、16 番加藤和洋委員から代表説明委員として伊藤世智男委員、報告をお願いいたします。

それでは現地確認について報告いたします。

4 月 22 日、木曜日の午前 11 時 00 分より、加藤和洋委員、事務局の佐藤主席主査の 3 人で申請者等と現地を確認いたしました。申請箇所等につきましては、さきほどの事務局の説明のとおりで、周囲の農地に影響もなく特段の支障

はないものと判断いたしました。

委員の皆様の慎重審議をお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

申請番号 6 について、何か質問等ございませんか。

(異議なしの声あり。)

議 長

議案第 6 号、農地法 5 条の規定による許可申請については、許可相当とすることといたします。

次に、議案第 7 号、令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について、議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第 7 号、令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について説明します。

(別紙により説明)

以上で議案第 7 号の説明を終わります。

議 長

議案第 7 号について、何か質問等ございませんか。

(異議なしの声あり。)

議 長

それでは、議案第 7 号は承認することといたします。

議案についてはこれで全て審議終了といたしますが、その他について何かございませんか。

議 長

ないようですので、以上をもちまして、令和4年度第 2 回男鹿市農業委員会定例総会を閉会いたします。

事務局

ありがとうございました。

上記会議の顛末を証するため、下記に署名する。

令和4年5月6日

男鹿市農業委員会

議 長 吉 田 陽 一

署 名 委 員 三 浦 栄 子

署 名 委 員 鈴 木 豊 則

書 記 鈴 木 俊 市

書 記 佐 藤 健